



# 令和2年度定期総会

定期総会議案書

徳島県医療ソーシャルワーカー協会

# 内容

1. 開会挨拶 .....	2
2. 総会成立確認 .....	2
3. 議長・書記選出 .....	3
4. 議事.....	3
平成31年(令和元年)度事業報告.....	3
はじめに.....	3
総務部.....	3
教育部.....	4
広報部.....	6
事務局.....	7
理事会.....	7
会計.....	8
平成31年(令和元年)度会計報告.....	8
平成31年(令和元年)度会計監査報告.....	11
承認手続き.....	11
令和2年度事業計画(案).....	11
はじめに.....	11
総務部.....	11
教育部.....	11
広報部.....	13
事務局.....	13
理事会.....	14
会計.....	14
令和2年度予算(案).....	14
5. その他.....	16
6. 議長・書記解任.....	16
7. 閉会挨拶 .....	16
徳島県医療ソーシャルワーカー協会規約 .....	17

# 1. 開会挨拶

## 2. 総会成立確認

総会成立要件	徳島県医療ソーシャルワーカー協会規約 第4章 会 議 (定足数及び議決) 第24条 総会は、正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。また、総会の議決は出席した正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長が決するところによる。	
成立確認	条件	令和2年 4月 1日時点 会員数 119 名 正会員 119 名 賛助会員 0名 本総会は 60 名以上の参加を持って開催とする。 ※今年度は新型コロナ感染対策のため、理事による出席のみとし、会員からは書面評決の同意を得ての開催成立とする。
	開催日	令和2年 月 日 総会出席理事 名 書面評決数 名(内有効数 通)

### 3. 議長・書記選出

今年度は、議長、書記を総会参加理事から選出とする。

役割	所属	氏名
議長		
書記		

### 4. 議事

#### 平成31年(令和元年)度事業報告

##### はじめに

～平成31年(令和元年)度を振り返って～

平成31年度は、新しい執行理事体制で、令和の時代に入り、徳島県医療ソーシャルワーカー協会の協会運営には理事や会員の皆様のご協力のもと滞りなく運営ができましたことをまずは感謝申し上げます。理事の皆様と会員の皆様が力を合せて、我々医療ソーシャルワーカーとしての資質の向上、連携や地域での取り組みの推進に寄与していくために、何ができるかを考え、取り組んで参りました。会員への知識、技術の提供だけではなく、会員の皆さんが普段より接する連携職種と共有可能なテーマの中で開かれた研修会を開催し、研修会を通してネットワークを広げていく事ができました。「対人援助職におけるスーパービジョン研修会」、「身寄りのいない患者へのソーシャルワーク」については、予想外の大人数の参加者があり、また、徳島市介護職員等研修支援事業では、他職種に対し、医療ソーシャルワーカーの知識と技術の伝達という意味でも貢献できました。一方で、年間を通して研修会に参加していない・できない会員の方がいることも事実であり、そういった会員への研修機会のいかに提供していくかの課題もあります。

##### 総務部

平成31年(令和元年)度事業報告

総務部では、以下の活動を行いました。

1. 社会貢献活動として、県、各市町村、団体の会議等へ会員を派遣  
・徳島県運営適正化委員会への委員派遣(1名)

- ・徳島県医療審議会への委員派遣(1名)
- ・徳島県難病対策連携推進協議会への委員派遣(2名)
- ・徳島市障害者自立支援協議会への委員派遣(1名)
- ・鳴門市障害者自立支援協議会への委員の派遣(1名)
- ・在宅医療介護連携推進事業(徳島市)(1名)
- ・徳島県自殺予防団体
- ・徳島県地域包括ケアシステム学会の執行理事、理事(2名)

## 2. 多団体との交流及び研修の合同開催の企画及び運営

### 1) 日本医療社会福祉協会及び四国4県の MSW 協会と連携して実施した事業

- ・全国都道府県医療ソーシャルワーカー協会会長会に参加(2回/年)
- ・全国都道府県医療ソーシャルワーカー協会事務局、研修会担当会議等に参加(1回/年)
- ・四国医療ソーシャルワーカー協会会長会に参加(1回/年)
- ・四国ブロック医療ソーシャルワーカー大会の企画・打ち合わせ

### 2) 徳島県内の他団体、社会福祉専門職団体(徳島県社会福祉士会、徳島県精神保健福祉士協会、当会)との交流及び研修の合同開催の企画及び運営

- ・ソーシャルワーク・デイにおけるイベント開催:学生向けに、シンポジウム、グループワーク等を提供
- ・対人援助職におけるスーパービジョン研修会を開催
- ・徳島市介護職員支援事業研修講師派遣事業「対人援助職におけるコミュニケーションスキル」「アドバンスケアプランニング～人生の最終段階における意思決定支援」をテーマに研修会講師派遣 (3回/日)
- ・徳島市「在宅医療・介護出前講座」による一般市民向け「知っておきたい医療費の自己負担軽減制度」への講座講師派遣 (1回/日)

## 3. その他の事項

- ・協会所有のプロジェクトの管理を行った。

## 教育部

開催した定期研修会は以下の通りです。

研修のタイトル	開催日	参加者	内容	会場
第1回 定期研修会	令和元年5月30日(木) 19:00～21:00	MSW 8名 介護支援専門員 18名 計 26名	① MSW の転院調整における最低限の感染の知識 ② MSW 自身を守る感染対策法 ③ AIDS/HIV、肝炎などの感染対策の知識 ④ 感染症認定看護師の MSW への期待、要望 徳島大学病院 感染症認定看護師	徳島県立総合福祉センター 101会議室

			藤原範子先生	
令和元年度徳島県医療ソーシャルワーカー新人研修会	令和元年6月23日 (日)9:00~16:50	16名 (非会員含)	フレッシュ医療ソーシャルワーカー研修 MSWの価値と倫理、診療報酬とMSW 社会保障制度とMSW 他 講師:協会理事	徳島県立総合福祉センター 視聴覚室
エンドオブライフ・ケア援助者養成基礎研修会 in 徳島 (開催協力)	令和元年 11月30日(土)9:00~17:30 12月1日(日)9:00~17:00	受講者 83名 うち当協会の受講者 4名、 ファシリテーター3名	講師:エンドオブライフ・ケア協会 理事 小澤竹俊 先生 課題背景、人生の最終段階に共通する 自然経過、自宅・介護施設で求められる 症状緩和、苦しむ人への援助と5つの 課題、意思決定支援、等 主催:徳島県立中央病院	徳島大学 病院 外来 棟5階 日 垂ホール white
第2回定期研修会	令和2年2月8日 (土)13:00~16:00	11名	「災害時における医療ソーシャルワーカーに期待すること」 浅田法律事務所 弁護士 堀井秀知先生	障がい者交流プラザ 2階 会議室

2. 医療福祉研究会については、以下の通り開催しております。

テーマ	開催日	人数	講師	会場
第43回 「身元保証のいない方へのソーシャルワーク」	令和元年9月11日 (水) 19:00~21:00	62名	徳島県鳴門病院 MSW:郡章人先生	徳島県立総合福祉センター 5階 大ホール
第44回 「徳島県地域生活定着支援センターの取り組みについて」	令和元年10月20日 (日) 9:30~12:00	8名	徳島県地域生活定着支援センター 津舟しのぶ先生	ふれあい健康館 2階 第1会議室
令和元年度 第2回 「医療・福祉におけるマインドフルネス」	令和2年3月6日(金) 19:00~20:00	中止	東徳島医療センター 主任児童指導員 佐々木祐二先生 *令和2年度医療福祉研究会へ振り替え計画	徳島県立総合福祉センター 4階 401会議室

3. 協会事業である定期総会の記念講演及び第11回徳島県MSW学会などについては、以下を報告します。

	開催日	人数	講師	会場
令和元年度定期総会・記念講演会	令和元年5月19日 (日) 9:30~12:30	42名	徳島県立中央病院 総合診療科 市原新一郎先生	ろうきんホール
ソーシャルワーカーデー	令和元年7月13日	学生参加 57名	学生への企画として、	ときわプラザ

イ 三団体合同研修	(土)13:30~16:00	当協会から4名参加	SWの発表(当協会より1名)、グループワーク	研修室1、2
対人援助職におけるスーパービジョン研修会	令和元年8月4日(日) 10:00~15:00	全参加 128名 (うち県内92名) (県外36名)	日本福祉大学教授 野村豊子先生 立命館大学教授 岡田まり先生 十文字学園女子大学教授 潮谷恵美先生 久留米大学教授 片岡靖子先生	ろうきんホール
第11回徳島県医療ソーシャルワーク学会	令和元年11月3日 (日)9:00~17:00	26名 (会員21名) (非会員1名) (徳島大学歯学部学生4名)	「根拠あるソーシャルワーク実践~本当にソーシャルワークできてる?」 立教大学コミュニティ福祉学部教授 松山真先生	徳島県鳴門病院 3階 会議室

## 広報部

広報部では徳島県の医療ソーシャルワーカーに必要な情報の提供、会員相互の交流を目的として年2回の広報誌作成を行いました。研修参加者に報告書、リレー記事作成を依頼し、会員にも参加していただき、会員同士のコミュニケーション向上を目指しました。さらに他団体・関係機関に対して広報普及啓発活動を行いました。

昨年度、新しくリニューアルした協会のホームページについては、定期的に情報の更新をおこない、研修会の開催案内や研修報告を行ってきました。医療ソーシャルワーカーにまつわるニュースの提供や他団体の研修案内等も要請に応じて掲載してきました。今後も協会活動をより活発なものとし、情報の普及啓発を目的に活用をしていきたいと考えています。

URL:<http://tokushimamsw.com>



・広報誌発行は以下の通りです。

平成31年度 VOL.1	令和元年8月発行	120部
平成31年度 VOL.2	令和元年11月発行	120部

## 事務局

事務局では、会員へのタイムリーな情報伝達を重点目標として、メール送信による事務連絡、研修等案内を積極的に配信した。メール送信、FAX 送信の活用により発送作業回数を減らすことで理事会の負担軽減および経費節約につなげることが出来た。

- ・メール登録会員に対して研修案内等情報提供
- ・入退会受付、管理
- ・徳島県をはじめとした行政、他団体からの事務連絡等の管理、情報共有
- ・他団体からの後援依頼対応
- ・県・市・郡医師会との連絡窓口としての事務対応
- ・日本医療社会福祉協会、他都道府県協会からの事務連絡等の管理、情報共有
- ・医療ソーシャルワーカー関連情報の配信
- ・会員への研修等資料、他団体への挨拶等の発送を合計 4 回行った。

## 理事会

理事会は定期開催に加え総会後の臨時理事会を含めて、全 12 回開催した。各理事へ事前に議案を案内し、出欠の確認を行い、スムーズな会の運営ができた。開催した理事会は以下の通り。

行事名		開催日	報告担当
令和元年 5 月	理事会	令和元年 5 月 19 日(日)	事務局 (大森)
令和元年 6 月	理事会	令和元年 6 月 19 日(水)	
令和元年 7 月	理事会	令和元年 7 月 17 日(水)	
令和元年 8 月	理事会	令和元年 8 月 21 日(水)	
令和元年 9 月	理事会	令和元年 9 月 18 日(水)	
令和元年 10 月	理事会	令和元年 10 月 16 日(水)	
令和元年 11 月	理事会	令和元年 11 月 20 日(水)	
令和元年 12 月	理事会	メール承認にて協議事項承認	
令和 2 年 1 月	理事会	令和 2 年 1 月 22 日(水)	
令和 2 年 2 月	理事会	令和 2 年 2 月 19 日(水)	
令和 2 年 3 月	理事会	感染対策のため中止	
令和 2 年 4 月	理事会	感染対策のため中止	

## 会計

・事業費の入支出管理

### 平成31年(令和元年)度会計報告

#### <一般会計>

#### 収入の部

単位:円

費目	予算案	収入済額			
		計	内訳		
会費	336,000	264,000		2019年度、年会費 3,000円×72人 2018年度、年会費 3,000円×10人 2017年度、年会費 3,000円×2人 入会金 2,000円×6人	216,000 30,000 6,000 12,000
事業収入	100,000	182,992	2019.4.3 2019.5.30 2019.6.23 2019.6.23 2019.8.8 2019.11.3 2019.11.26 2020.2.17	四国更生保護委員会より 参加費【5/30研修】1,000円×10名 参加費【6/23研修】1,000円×17名 片岡靖子様より(8/4 SV研修、会場費) 負担金(7/13, SWデー、各団体負担分) 「徳島県社会福祉士会より」 「徳島県精神保健福祉士協会より」 参加費【11/3学会】3,000円×21名 4,000円×1名 委託料「徳島市介護職員等研修支援事業 講師派遣分」 委託料「徳島市介護職員等研修支援事業 講師派遣分」	3,900 10,000 17,000 25,620 7,236 7,236 67,000 15,000 30,000
雑収入	0	6	2019.4.1 2019.10.1	受取利子(ゆうちょ) 受取利子(ゆうちょ)	3 3
繰越金	345,652	345,652		前年度繰越金	
合計	781,652	792,650			

支出の部

単位:円

費目	予算案	支出済額			
		計	内訳		
会議費	60,000	24,295	2019.6.7	会議費(全国会長会議、年会費)	1,000
			2019.9.16	会議費(全国会長会議、交通費)	4,700
			2019.11.17	会議費(四国MSW協会 会長会、交通費)	6,620
			2020.3.10	会議費(全国役員会議費、四国4県負担分)	11,975
通信運搬費	60,000	35,000	2019.4.19	通信運搬費(三井メール便)	7,599
			2019.4.22	通信運搬費(切手代)	2,952
			2019.5.8	通信運搬費(切手代)	2,880
			2019.5.14	通信運搬費(三井メール便)	7,238
			2019.10.24	通信運搬費(三井メール便)	7,389
			2019.12.30	通信運搬費(三井メール便)	6,942
印刷費	50,000	34,020	2019.5.21	印刷費(協会封筒作成費)	34,020
消耗品費	50,000	0			0
広報費	100,000	44,740	2020.3.10	広報費(WEB サイト更新費)	44,740
研修費	200,000	266,795	2019.5.7	研修費【7/13,SWデー】会場費	7,086
			2019.5.15	研修費【5/3,第1回研修】会場費	2,030
			2019.5.15	研修費【6/23,新人研修】会場費	7,400
			2019.5.30	研修費【5/3,第1回研修】講師代	8,000
			2019.6.23	研修費【6/23,新人研修】弁当代	12,780
			2019.6.29	研修費【7/13,SWデー】図書カード代	8,000
			2019.7.6	研修費【7/13,SWデー】お茶代	6,624
			2019.7.11	研修費【10/20,医福研究会】会場費	3,700
			2019.7.25	研修費【8/4,SV研修会】会場費	25,620
			2019.7.30	研修費【8/4,SV研修会】お茶代等	1,351
			2019.8.2	研修費【8/4,SV研修会】お茶代等	345
			2019.8.3	研修費【8/4,SV研修会】講師お土産	17,928
			2019.10.20	研修費【10/20,医福研究会】講師代	8,000
			2019.11.2	研修費【学会】お茶代	3,713
			2019.11.2	研修費【学会】各県への土産	3,898
			2019.11.2	研修費【学会】講師 懇親会費	4,000
			2019.11.3	研修費【学会】講師 謝礼	30,000
			2019.11.3	研修費【学会】講師 御車代	70,000
			2019.11.3	研修費【学会】弁当代	22,400
2020.2.8	研修費【2/8,第2回研修】講師代	8,000			
事業費	50,000	32,810	2019.5.14	事業費【2019 総会】会場費	12,810
			2019.5.19	事業費【2019 総会】講師 謝礼	20,000
積立(事業準備金)	25,000	25,000	2020.3.31	特別会計(四国ブロック大会用)へ	25,000
予備費	186,652	0			
合計	781,652	462,660			

次年度繰越 : 329,990

<特別会計(四国ブロック大会用)>

収入の部

単位:円

費目	予算案	収入済額			
		計	内訳		
積立	25,000	25,000		一般会計より	
雑収入	0	2	2019.8.10	利息(徳島銀行)	1
			2020.2.15	利息(徳島銀行)	1
繰越金	249,602	249,602		前年度繰越金	
合計	274,602	274,604			

支出の部

単位:円

費目	予算案	支出済額			
		計	内訳		
事業費	0	0			
予備費	274,602	0			
合計	274,602	0			

次年度繰越 : 274,604

<特別会計(基金)>

収入の部

単位:円

費目	予算案	収入済額			
		計	内訳		
繰越金	600,000	600,000		前年度繰越金	
合計	600,000	600,000			

支出の部

単位:円

費目	予算案	支出済額			
		計	内訳		
予備費	600,000	0			
合計	600,000	0			

次年度繰越 : 600,000

## 平成31年(令和元年)度会計監査報告

※別添資料参照

### 承認手続き

## 令和2年度事業計画(案)

### はじめに

医療ソーシャルワーカーの資質の向上、連携や地域での取り組みの推進は我々のためだけではなく、我々が向き合う患者、家族や所属組織、そして地域にいる住民のために必要なものだと思います。それぞれの所属する医療機関の社会的使命への貢献、そして所属組織を利用される患者、家族への貢献、そして地域社会の抱える課題に対する貢献。医療ソーシャルワーカーとして各々が自己研鑽を積み、個別支援領域、組織領域、そして地域領域で対応できる力を持つことが期待されます。それらの期待に応えるためにも専門職としての研修の機会に医療ソーシャルワーカーとして参加することは責務だと思います。会員の皆様には、徳島県医療ソーシャルワーカー協会の研修会にできるだけ参加していただき、是非、医療ソーシャルワーカーとしての研鑽と交流の機会を深めていただければと思っております。

### 総務部

当協会が行政及び他の団体と連携できる機会を通し、地域包括ケアシステムの構築に向け、寄与できるように各事業への維持、強化を図っていきたい。

1. 社会貢献活動として、県、各市町村、団体の会議等へ会員を派遣
2. 多団体との交流及び研修の合同開催の企画及び運営
3. その他の事項
  - ・協会所有のプロジェクトの管理

### 教育部

日常業務の振り返りを行い、自己の気づきを深めていくことができるよう、定期研修会、医療福祉研究会、医療ソーシャルワーク学会等の開催を通して幅広い分野の知識習得や技術向上を期待したいと思います。協会の研鑽の証として認定医療社会福祉士の認定ポイントが取得できるよう積極的に研修ポイント申請にも取り組んでいきたいと考えます。また MSW としてのスキルアップだけではなく、多職種他分野専門職とのネットワークづくり、徳島県内で業務にあたる同じ仲間として協会員同士の相互交流とつながりにも着目し、また個々のバーンアウトを防ぐ位置づけとしても引き続き研修の機会を提供し、これらの取り組みを地域に発信していきたいと思っております。

今年度の研修会(予定)は以下の通りです。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今後の研修会の開催については国、徳島県の動向をみて検討を図り、適宜理事会にて協議の上、運営することと致します。

#### 定期研修会

	テーマ	講師	開催予定日	会場
令和2年度徳島県医療ソーシャルワーカー新人研修会	フレッシュ医療ソーシャルワーカー研修	協会理事、他	令和2年6月21日(日)	未定
第1回定期研修会	未定	未定	令和2年9月	未定
第2回定期研修会	未定	未定	令和3年1月	未定

#### 医療福祉研究会

	内容	講師	開会時期	会場
令和2年度第1回	—	—	令和2年5月 (中止)	—
令和2年度第2回	未定	未定	令和2年10月	未定
令和2年度第3回	未定	未定	令和3年2月	未定

#### 協会事業

	テーマ	講師	開催日	会場
令和2年度定期総会・記念講演会	記念講演 「令和時代の在宅医療の方向性 ～病院から在宅に“つなぐ”多職種連携とMSW への期待～」	豊田内科 院長 豊田健二先生	令和2年5月24日(日) (延期) 定期研修会へ振り替え計画	ろうきんホール
ソーシャルワーカーデイ 三団体合同研修	学生対象とした事例発表、グループワーク(予定) 今年度担当:徳島県社会福祉士会	3団体より発表者予定	未定	未定
第12回徳島県医療ソーシャルワーク学会	未定	未定	令和2年11月	未定

四国ブロック大会	未定	未定	未定	未定
----------	----	----	----	----

その他

徳島県医療ソーシャルワーク学会については毎年実行委員方式として、会員主体で運営を行っています。今年も多くの方の会員の声が届くよう、学会参加だけでなく実行委員としての参加もお待ちしております。

## 広報部

医療ソーシャルワーカーに関する情報発信事業として、広報誌の編集・発行に関する業務を担当します。広報誌と共に研修会の案内を行い、会員との共有、会員同士のコミュニケーション向上を目的として参加を呼び掛けていきます。さらに他団体・各関係機関に広報普及啓発を行っていただけるよう、企画検討してまいります。また、ホームページは定期的に更新し、迅速に情報提供できるよう管理してまいります。

### ・広報誌発行計画

	発行予定部数	発行予定日
R2年度 VOL.1	120部	R2年 5月 発行
R2年度 VOL.2	120部	R2年 9月 発行
R2年度 VOL.3	120部	R3年 2月 発行

## 事務局

事務局では、会員への情報伝達の円滑化と確実な発送作業を目指し、MLの運用を発展させていきたいと考えている。特に、研修案内等について活用を進める。また、他都道府県・日本協会との窓口であるとの認識から提供される情報を円滑に会員に配信できるようにしていく。

- ・会員に対する広報及び研修案内等のメール配信、FAX 送信、資料発送
- ・入退会受付、会員情報管理
- ・他都道府県協会、県内外の他団体からの事務連絡等調整
- ・理事会欠席者への内容伝達等
- ・医療ソーシャルワーカー関連情報の配信
- ・認定社会福祉士(医療分野)、認定医療社会福祉士取得会員の増加促進対応

## 理事会

理事会は定期開催に加え総会后臨時理事会を開催し全12回実施予定。

各理事へ事前に議案を案内し、出欠の確認やスムーズな会の運営を検討。

開催予定の理事会は以下の通り。

行事名(理事会)		開催日
令和2年5月	第1回	令和2年5月20日(水)
令和2年6月	第2回	令和2年6月17日(水)
令和2年7月	第3回	令和2年7月15日(水)
令和2年8月	第4回	令和2年8月19日(水)
令和2年9月	第5回	令和2年9月16日(水)
令和2年10月	第6回	令和2年10月21日(水)
令和2年11月	第7回	令和2年11月18日(水)
令和2年12月	第8回	令和2年12月16日(水)
令和3年1月	第9回	令和3年1月20日(水)
令和3年2月	第10回	令和2年2月17日(水)
令和3年3月	第11回	令和2年3月17日(水)
令和3年4月	第12回	令和2年4月21日(水)

## 会計

### 令和2年度予算(案)

#### <一般会計>

#### 収入の部

単位:円

費目	予算案	摘要
会費	357,000	年会費(3,000円/1人)、正会員数:119
事業収入	100,000	研修参加費等
繰越金	329,990	前年度繰越金
合計	786,990	

支出の部

単位:円

費目	予算案	摘要
会議費	60,000	会場費 等
通信運搬費	60,000	郵送費用 等
印刷費	50,000	封筒作成費 等
消耗品費	50,000	備品 等
広報費	100,000	広報誌作成費、協会HPサイト管理料 等
研修費	200,000	研修会、学会 開催費 等
事業費	50,000	
積立(事業準備金)	25,000	四国ブロック大会運営費用
予備費	291,990	
合 計	786,990	

<特別会計(四国ブロック大会用)>

収入の部

単位:円

費目	予算案	摘要
積立	25,000	一般会計より
繰越金	274,604	前年度繰越金
合 計	299,604	

支出の部

単位:円

費目	予算案	摘要
事業費	0	
予備費	299,604	
合 計	299,604	

## <特別会計(基金)>

### 収入の部

単位:円

費目	予算案	摘要
繰越金	600,000	前年度繰越金
合計	600,000	

### 支出の部

単位:円

費目	予算案	摘要
予備費	600,000	
合計	600,000	

## 5. その他

## 6. 議長・書記解任

## 7. 閉会挨拶

# 徳島県医療ソーシャルワーカー協会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は徳島県医療ソーシャルワーカー協会と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は 徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1-1 国立病院機構 東徳島医療センター 地域医療連携室 に置くものとする。

(目的)

第3条 本会は以下の目的を達成するために必要なあらゆる措置を講じて次の事業を行うものとする。

- ① 年齢・性別・国籍・障害の有無・文化宗教的背景・社会地位・経済状況の違いに関わらず、総ての人間をかけがえのない存在として尊重することを以って、公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ② 会員相互の連携・親睦を図り、医療ソーシャルワーカー専門職としての資質の向上を目指すことを目的とする。
- ③ 県内医療ソーシャルワーカーの社会的地位の確立向上を目指し、普及啓発を行うこと。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達するために次の事業を行うものとする。

- ① 会員の専門職としての資質を向上するために、各種研修会・講習会の開催及び医療ソーシャルワークの調査研究に関すること。
- ② 宣伝・啓蒙に関すること。
- ③ 関係機関及び他団体との連絡協議に関すること。
- ④ 機関誌及びその他刊行物の発行に関すること。
- ⑤ その他目的達成のために必要な事業。

## 第2章 会 員

(資格)

第5条 本会の会員として資格を有するものは次の者とする。

本会の目的に賛同する者又は、医療・保健分野において医療ソーシャルワーカーとして業務に従事している者もしくは過去に従事していた経歴の在る者で、会長及び理事会の承認を得た者とする。

(種別)

第6条 本会の会員は以下の2種別に定める。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して入会する者。
- ② 賛助会員 本会の目的に賛同する団体又は法人。

(会費)

第7条 本会に入会した者は会員種別に応じて以下に定める会費等を納入しなければならない

- ① 正会員は会費として3,000円を協会に納入するものとする。
- ② 賛助会員は会費として年額1口5,000円を一口以上納入するものとする。

(入会)

第8条 本会に入会または賛同しようとするものは、以下に定める方法によって本会の承認を得るものとする

- 第1項 本会に入会し、正会員及び賛助会員になろうとする個人又は団体は、別に定める入会申込書を会長に提出し、  
会長及び理事会の承認を受けなければならない。
- 第2項 会長及び理事会の承認を経て入会を認められた個人又は団体は、入会金として2,000円を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員に退会の意志があるときは、その旨を会長に届けなければならない。

- ① 会員が死亡し、又は本会が解散したときは、その時点で退会したものとする。
- ② 会費を2年以上納入しないときは、理事会の決議を経て退会したものとする事が出来る。

(除名)

第10条 本会の目的から逸脱する行為を行う者においては、以下に定める方法によって、本会からの除名を行うものとする。

- 第1項 会員が次に挙げる事項に該当する場合、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。
  - ① 本会の名誉を著しく棄損する行為を行った場合。
  - ② 本会の設立の趣旨に反する行為を行った場合。
- 第2項 前項①及び②の規約により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(部会の設置)

第11条 徳島県医療ソーシャルワーカー協会規約第3条に定める協会の目的達成のため、協会内に部会を設置することとする。また、部会の運営については、会長の承認を得た上で行うものとする。

### 第3章 役員

(役員の種類及びその数)

#### 第12条

第1項 本会には次の役員を置くものとする。

- ①会長 1名
- ②副会長 若干名
- ③会計 1名
- ④理事 若干名
- ⑤監事 若干名

第2項 会計・理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

第3項 会長・副会長は、理事の互選により定める。

第4項 監事は、他の役員を兼ねることが出来ない。

(顧問)

第13条 本会には顧問をおくことが出来る。また、顧問は、総会の承認を経て会長が囑託する。

(役員職務)

#### 第14条

第1項 会長は、この会を代表し、業務を統括する。

第2項 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

第3項 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

第4項 監事は、本会の会計及び理事の業務執行を監査する。

第5項 顧問は、会長の諮問に応じ、又は業務の執行について意見を述べる事が出来る。また、顧問の任期は会長の任期と同じとする。

(役員任期)

第15条 各役員任期は2年とする。但し役員再選は妨げない。欠員等の理由により新たに選出された役員任期は前任者の残余期間とする。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。以下の理由によりこれを解任するときは第10条第2項の規約を準用するものとする。

- ① 疾患等の事由によりその職務の遂行に堪え得ないと認められるとき。
- ② 職務の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(事務局)

第17条

第1項 本会の事務を処理するために第2条で定められた場所に事務局を置くものとする。

第2項 事務局所在地の正会員の中から事務局長を置くものとする。

第3項 事務局長は会長が任免するものとする。事務局会員の事務分掌については事務局長が会長の承認を経て定める

第4章 会 議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会、理事会、及び各部会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条

第1項 総会は正会員をもって構成する。

第2項 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第20条

第1項 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第2項 理事会は、この規約に定めるもののほか、次に定める事項を議決する。

- ① 総会にて議決した事項の執行に関する事項。
- ② 総会に付議すべき事項。
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(開催)

第21条

第1項 通常総会は毎年一回開催する。

第2項 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めた場合。
- ② 正会員の5分の1以上から開催請求があった場合。

第3項 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- ① 会長が必要と認めた場合
- ② 理事の3分の1以上から開催請求があった場合。

(招集)

第22条 会議を招集するには、正会員又は理事に対し、開催の日の7日前までに、文章をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第23条

第1項 総会の議長は、その総会において、出席正会員の内から選任する。

第2項 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数及び議決)

第24条 総会は、正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

また、総会の議決は出席した正会員の過半数、理事会においては理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委任表決)

第25条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、理事会に出席できない理事は他の理事に表決を委任することができる。この場合における前条の規定の運用について、その正会員、または理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 会議の名称・開催日時及び場所
- ② 会議の出席者
- ③ 議決事項、議事の経過概要及びその結果

## 第5章 資産、事業計画

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄付金品
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 資産から生ずる収入
- ⑤ その他の収入

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日迄とする。

(事業の計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会にて作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告及び収支決算書類は、毎年事業年度ごとに会長が作成し、監事の検査を経て、その事業終了後の総会にて会員の承認を得なければならない。

## 第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意を得なければ、変更する事ができない。

(解散及び剰余財産の処分)

第32条

第1項 本会は次の各号のいずれかに該当するときは解散する

- ①破産したとき
- ②総会の議決があったとき
- ③会員が欠乏したとき

第2項 前項第2号の規程により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第3項 解散のときに存する剰余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

## 第7章 雑 則

第33条 この規約の施行について必要な事項については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この規約は、平成14年11月9日から施行する。
2. この規約は、平成16年4月24日から一部を改訂し施行する。
3. この規約は、平成18年6月3日から一部を改訂し施行する。
4. この規約は、平成21年4月25日から一部を改訂し施行する。
5. この規約は、平成23年5月25日から一部を改訂し施行する。
6. この規約は、平成29年5月21日から一部を改訂し施行する。
7. この規約は、令和元年5月19日から一部を改訂し施行する。

8. この規役は、令和2年5月20日から一部を改訂し施行する。

細則

旅費規程および旅費規程細則を規定する。

(講師謝礼について)

この規約について、講師謝礼とは、協会主催研修会についての講師への報酬を指し、その報酬については以下のとおり、支給するものとする。

講演等時間 区分(相当職)	謝金支給額(円)				備考
	60分	120分以上	180分以上	300分以上	
課長 講師 副会長 その他	8,000	16,000	25,000	34,000	
部長 准教授 会長	15,000	30,000	37,500	50,000	
病院長 教授 全国協会会長	20,000	40,000	60,000	100,000	
著名な教育・経営等の専門家	・基本の支給額は、30,000円～100,000円の範囲内で算定する ・特別な事情があるときは別途加算することができる				

(支出の報告)

細則にて定める報酬については、事業年度ごとに集計し、その支給に関し総会にて報告する。

# 徳島県医療ソーシャルワーカー協会

## 旅 費 規 程 (案)

令和 2 年 5 月 20 日

(規程の趣旨)

第 1 条 この規程は、徳島県医療ソーシャルワーカー協会(以下、本会)の事業遂行に必要な旅費に関する基準を定めるものとする。

(旅費の支給)

第 2 条 本会の役員が県協会理事会及び四国ブロック会長会、全国会長会等に出席した場合、又は本会の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

2 本会の会員が第 1 項関する会に出席した場合は、旅費を支給する。なお、臨時の会への出席に係る旅費については、理事会で承認された場合に支給する。

3 本会から委嘱された、若しくは公文書により依頼を受けた正会員が、本会の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

4 本会の正会員以外の者が、本会から公文書により依頼を受け、講師、委員等として、又は本会の事業に従事するために旅行した場合は、旅費を支給する。

5 第 1 項から第 4 項の規定にかかわらず、他団体及び他の民間会社等の会議等が同日若しくは同日に前後して行われ、同一の旅行に対して他団体及び他の民間会社等から旅費が支給される場合は、旅費を支給しない。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第 4 条 旅費は、最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費を支給する。

2 国内旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の実費を支給する。宿泊料は、宿泊先の区分に応じ別表の金額を上限とした実費を支給する。

3 全国会長会が、関係学会において開催地で開かれる場合は、上記の定めにかかわらず、当分の間、旅費を支給しない。

4 国外旅行の旅費は、その都度理事会が決定する。

(処分)

第 5 条 本会の正会員が、この規程に定める諸規則に反して虚偽の請求を行った場合、本会の規約に則り、会員の除名を行う。

(規程の変更)

第 6 条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、令和 2 年5月20日から施行する。

別表(第 4 条第 2 項関係)

宿 泊 料 (一泊につき)

甲 地 方	乙 地 方
特別区(東京 23 区)および政令指定都市	甲地方以外の地域
7,000 円	5,000 円

# 徳島県医療ソーシャルワーカー協会

## 旅費規程 細則(案)

令和 2 年 5 月 20 日

(目的)

第 1 条 この細則は、徳島県医療ソーシャルワーカー協会(以下「本会」という。)の旅費 規程に基づき、規程の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の請求手続き)

第 2 条 旅費の支給を受けようとする者は、別に示す旅費請求書または交通費領収証に必要な書類を添えて提出する。

(旅費の支払い方法)

第 3 条 旅費は支給対象者本人に対して行い、支給は次の各号のいずれかの方法で行う。(1)本人名義の銀行口座への振り込み

(2)現金支給

(鉄道賃)

第 4 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、特別急行料金による。

(1)その乗車に要する運賃

(2)特別急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する 運賃の他特別急行料金

2 前項 2 号に規定する特別急行料金は、次の号に該当する場合に支給することを原則とする。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの

3 前項 1 号の特別急行料金を請求する場合には、乗車券を購入した際の領収書又はそれに代わるものを添付するものとする。

(航空賃)

第 5 条 航空賃を請求する場合には、航空券を購入した際の領収書又はそれに代わるものを添付するものとする。

(車賃)

第 6 条 車賃は自家用車使用料およびタクシー使用料を示す。

2 タクシー使用は自家用車または公共交通機関の使用が困難な場合に、理事会へ事前に確認及び承認を得ることで使用することができる。

3 規定する自家用車使用の精算内容は、次の各号に規定する

(1) 高速道路使用料

(2) ガソリン代金

(3) 駐車場使用料

4 前項 1 号の高速道路使用料を請求する場合には、領収書又はそれに代わるものを添付する。

5 3 項 2 号のガソリン代金は、所属施設から目的地までの距離(キロ数)×10 円で算出する。休日などの場合は会員の自宅からの距離で算出する。

6 3 項 3 号の駐車場使用にかかる料金を請求する場合には、領収書を添付する。

7 タクシー使用については、別に示すタクシー料金申請理由書及び領収書をその都度理事会に提出し、承認を得ることで支給することができる。

(宿泊費)

第 7 条 やむをえない理由により、規程第 4 条 2 項に規定する上限金額を超えた場合は、別に示す宿泊費支給理由書と領収書をその都度理事会に提出し、承認を受けることで支給することができる。

2 宿泊を要しない会議等の場合で、やむをえない理由により宿泊が必要となった場合は、別に示す宿泊費支給理由書と領収書をその都度財務担当理事に提出し、承認を受けることで支給することができる。

(ビジネスパックによる旅行)

第 8 条 宿泊を伴う旅行の場合、旅行代理店等による鉄道、船、航空機、乗合自動車及び 宿泊施設等の一括手配旅行(以下「ビジネスパック」という。)を利用することができる。

2 ビジネスパックを利用する場合の支給額は、ビジネスパックを利用しない場合の交通 費及び宿泊料の合計額を上限とする。

3 ビジネスパック代金の請求をする場合には、領収書又はそれに代わるものを添付するものとする。

4 宿泊を要しない旅行にビジネスパックを利用した場合は、宿泊料相当額を差し引いた額を支給するものとする。

(補則)

第 9 条 本会の用務の前後に他団体等の用務があり、なおかつ当該団体等から旅費が支給 される場合には、当協会以外から支給される区間金額を除いた額を支給する。

2 規程及びこの細則により難しい場合には、その都度理事会と協議して処理するものとする。

(細則の変更)

第 10 条 この細則の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則 1. この細則は、令和2 年 5 月 20日より施行する。